

平成22年1月

市内・準市内の建設工事登録業者の皆様へ

総務部 契約課

水道事業の本管工事・給水管工事における  
業種別区分について（お知らせ）

平成22年度から、水道事業を含め入札・契約事務を契約課で一元化することになりました。

水道事業の等級格付けも、和泉市建設工事業者格付要綱に基づき、等級格付けを行い、下記の業種で取扱いを行いますのでお知らせします。

記

（1）本管工事

- ・ 主工種が内径300mm以上の工事の場合は、土木一式工事とする。
- ・ 主工種が内径150mm超300mm未満の場合で、国・府道へ縦断的に布設する工事は、土木一式工事とする。
- ・ 主工種が内径150mm以下の工事は、管工事とする。
- ・ 上記以外の工事は、管工事とする。

（2）給水管工事

- ・ 全て、管工事とする。

以上